

新潟市避難行動要支援者名簿に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(避難行動要支援者の範囲)

第2条 避難行動要支援者の範囲は、新潟市内に住所又は居所を有する者のうち次の各号に掲げる者とする。ただし、社会福祉施設、医療機関等に入所し、または入院している者を除く。

(1) 75歳以上の者だけで構成される世帯に属する者

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者であって、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5のいずれかである者

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に規定する障がい等級が1級又は2級に該当する者

(4) 市長が発行する療育手帳（児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障がいと判定さ

れた者に対して交付される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者であって、その障がいの程度がAであるものの。

(5) この要綱の施行の際、新潟市災害時要援護者申請登録制度に関する要綱に基づく災害時要援護者名簿に掲載されている者

(6) 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、避難の支援を希望するもの

2 前項第6号に該当する者は、新潟市避難行動要支援者名簿登載(変更)申請書兼同意書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)により市長に申請するものとする。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第3条 市長は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成し、内部組織(消防機関を含む)で共有するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、法第49条の10第3項に規定された本市が保有する情報及び申請者が提供する情報により、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名

(2) 生年月日(年齢を含む)

(3) 性別

(4) 住所又は居所(方書を含む)

(5) 自宅電話番号、携帯電話番号及びファクシミリ番号

(6) 避難支援等を必要とする事由(前条第1項各号への該当状況)

(7) 自治会・町内会の名称

(8) その地区を担当する民生委員の氏名

(9) 緊急時の連絡先(氏名、本人との関係、電話番号)

(10) 避難支援等を受ける際に配慮してほしい内容(特記事項)

- 3 市長は、避難行動要支援者名簿の記載事項を、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、避難行動要支援者名簿に掲載されている者が死亡、転出、施設入所等により第2条第1項の規定に該当しなくなった場合には、同名簿から抹消するよう努めるものとする。

(避難支援等関係者)

- 第4条 避難行動要支援者に対し、地域で避難支援等をする者(以下「避難支援等関係者」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 「新潟市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」の趣旨に賛同する自治会・町内会・自主防災組織

(2) その地域を管轄する警察署

(3) その地区を担当する民生委員

(名簿情報の提供)

- 第5条 市長は、平時から災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、第3条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を提供するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、避難行動要支援者が、申請書又は新潟市避難行動要支援者名簿情報外部提供同意書(別記様式第2号。以下「同意書」という。)による平時における名簿情報の提供へ同意しないときは、市長は当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供しない。ただし、第2条第1項第5号に該当する者は同意したものとみなし、第2条第1項第1号から第4号に該当する者で、この要綱の施行の際、新潟市災害時要援護者申請登録制度に関する要綱に基づく災害時要援護者名簿に掲載されていないものは、同意がないものとみなす。

- 3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者

の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等を行う者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

(変更の届出)

第6条 申請書又は同意書を提出した避難行動要支援者は、記載した内容に変更が生じた場合は、申請書により速やかに市長へ届け出るものとする。

(確認書の送付)

第7条 市長は、申請書又は同意書の内容を名簿に反映したときは、避難行動要支援者に対し反映した内容を送付するものとする。

(辞退の届出)

第8条 避難行動要支援者名簿に掲載されている者で、第2条第1項第1号から第4号の規定に該当しないものは、避難行動要支援者名簿からの抹消を求めることができる。この場合には、新潟市避難行動要支援者名簿登載辞退届（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

(賛同書の提出)

第9条 第4条第1項第1号に該当する者は、第5条第1項の規定により名簿情報の提供を受けるときは、事前に避難支援活動及び避難行動要支援者名簿情報の取り扱いに係る賛同書（別記様式第4号）を市長へ提出するものとする。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第10条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者（以下、「名簿関係者」という。）は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らさないこと。

(2) 紛失等を防止するため、名簿を適正な管理の下に置くこと。

(3) 避難支援等以外の目的で使用しないこと。

(4) 第三者へ名簿情報を提供しないこと。ただし、災害発生時において避難支援等に
必要な範囲内で提供する場合を除く。

2 名簿関係者は、前項各号の規定に違反した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、名簿関係者に提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名
簿情報の管理の状況を検査することができる。

4 市長は、名簿関係者が名簿情報を保護し難いと判断した場合には、名簿を返還させる
ことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別
に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

(新潟市災害時要援護者申請登録制度に関する要綱の廃止)

2 新潟市災害時要援護者申請登録制度に関する要綱(平成17年)は廃止する。

別記様式第1号（表）（第2条関係）

新潟市避難行動要支援者名簿登載（変更）同意書兼申請書

申請年月日 年 月 日

(宛先) 新潟市長

※必ず裏面の同意欄を記載のうえ、1・2どちらかを○で囲んでください

1	(新規申請) 私は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、避難の支援を希望するため、新潟市避難行動要支援者名簿への登載を申請します。
2	(変更申請) 私は、新潟市避難行動要支援者名簿への登載情報について、以下に記載の通り変更を希望しますので、申請します。

申請者		(申請者本人の承諾があれば代筆可としますが、押印が必要です)			
フリガナ		性別	自宅電話		
氏 名	印 (申請者自署の場合は押印不要)	男	携帯電話		
			自宅FAX		
		女	自治会名		ご存じでなければ、記入しなくて結構です。
生年月日	年 月 日	民生委員名			
住 所	〒 新潟市 区	法定代理人等による申請の場合 (代筆の場合は記載不要。申請者が未成年者や成年被後見人等で個人情報提供への同意により生ずる結果を判断できる能力がない場合に記載)			
		申請者との関係	親権者 後見人 保佐人 補助人 親族(続柄:)		
		法定代理人等氏名			

避難支援等を必要とする事由	該当する項目にチェック（レ）を付けてください。
☐ 高齢者	☐ 要介護者
☐ 難病患者	☐ 身体障がい者
☐ その他（	☐ 知的障がい者
	☐ 精神障がい者
【特記事項】	
※避難支援等の際に配慮してほしいことや、心身の状態などがあればご記入ください。	
例：寝たきり、車イス使用、歩行困難、人工透析、ペースメーカー使用など	

緊急時の連絡先		(相手方の承諾を得て記入してください。該当者がいなければ記入不要です。)		
フリガナ		連絡先電話番号（一箇所でも結構です）		
氏 名		優先順位	第1	()
			第2	()
申請者との関係	家族・親戚・知人・ヘルパー等 その他 ()		第3	()

裏面への記入もお願いします。

同 意 欄

※以下の事項をよくご確認のうえご記入ください。

災害時の被害を少しでも少なくするため、新潟市は、心身の状態などにより災害時に自ら避難することが困難で、避難のために支援が必要な方（避難行動要支援者）の情報を掲載した名簿を作成し、平常時から自治会、町内会、自主防災組織の地域の支援者や消防機関、警察署などに提供しておき、災害が起きたときに、地域での助け合いや公的機関の救援、救助のために役立てるものです。

1 地域の支援体制について

地域の避難支援者は、災害時の避難支援を法的に義務づけられたものではなく、あくまでも地域での助け合いの精神による活動です。地域の支援者は、災害時には、まず自ら安全を確保したうえで、できる範囲で避難支援に努めるものです。

また、地域によっては避難支援体制が整っていないところもあります。

したがって、この制度に同意書（申請書）を提出したからといって、必ず支援が行われるわけではありません。

2 自らの命を守る努力

避難行動要支援者自身もできる限り自分の命を守るための努力をしてください。

そのためにも、日頃から地域とのコミュニケーションを深めたり、食料や水、薬など避難先で必要となるものを準備するなど災害への備えをお願いします。

私は、上記の内容を理解し、避難支援や安否確認などを受けるために、避難支援を必要とする事由ほか新潟市が保有する個人情報及び以下の個人情報、新潟市地域防災計画に定める避難支援等関係者（自治会・町内会、自主防災組織、警察署、民生委員など）へ平常時から提供・収集されることについて、

☐ 同意します

☐ 同意しません※

年 月 日

申請者氏名 _____ 印

（申請者自署の場合は押印不要）

※同意しない場合、平常時は避難支援等関係者に個人情報を提供しません。
ただし、災害対策基本法の規定により、災害発生時には同意の有無に関わらず提供することがあります。

新潟市避難行動要支援者名簿情報外部提供同意書

年 月 日

（宛先）新潟市長

私は、裏面の確認事項を理解し、避難支援や安否確認などを受けるために、避難支援を必要とする事由ほか新潟市が保有する個人情報及び以下の個人情報が、新潟市地域防災計画に定める避難支援等関係者（自治会・町内会、自主防災組織、警察署、民生委員など）へ平常時から提供・収集されることに同意します。

※災害対策基本法の規定により、災害発生時には同意の有無に関わらず提供することがあります。

同意者		(同意者本人の承諾があれば代筆可としますが、押印が必要です)			
フリガナ		性別	自宅電話		
氏 名	印		携帯電話		
			自宅FAX		
生年月日			法定代理人等による同意の場合 (代筆の場合は記載不要。同意者が未成年者や成年被後見人等で個人情報提供への同意により生ずる結果を判断できる能力がない場合に記載)		
住 所	〒 新潟市	同意者との関係			親権者 後見人 保佐人 補助人 親族(続柄:)
		法定代理人等氏名			
民生委員名		自治会名			

緊急時の連絡先		(緊急時の連絡先は、相手方の承諾を得て記載してください。) (該当者がいない、連絡の必要がない場合は、記入しなくても結構です。)		
フリガナ		連絡先電話番号		
氏 名		優先 順位	第 1	— —
			第 2	— —
			第 3	— —
あなたとの関係（差支えのない範囲で○で囲む）				
家族・親戚・知人・ヘルパー等 その他（ ）		※電話番号は1箇所でも結構です		

特記事項	(避難支援等の際に配慮してほしいことや、心身の状態などがあればご記入ください。)
例：寝たきり、車イス使用、歩行困難、人工透析、ペースメーカー使用など	

確認事項
（必ずお読みください。）

災害時の被害を少しでも少なくするため、新潟市は、心身の状態などにより災害時に自ら避難することが困難で、避難のために支援が必要な方（避難行動要支援者）の情報を掲載した名簿を作成し、平常時から自治会、町内会、自主防災組織の地域の支援者や消防機関、警察署などに提供しておき、災害が起きたときに、地域での助け合いや公的機関の救援、救助のために役立てるものです。

1 地域の支援体制について

地域の避難支援者は、災害時の避難支援を法的に義務づけられたものではなく、あくまでも地域での助け合いの精神による活動です。地域の支援者は、災害時には、まず自ら安全を確保したうえで、できる範囲で避難支援に努めるものです。

また、地域によっては避難支援体制が整っていないところもあります。

したがって、この制度に同意書を提出したからといって、必ず支援が行われるわけではありません。

2 自らの命を守る努力

避難行動要支援者自身もできる限り自分の命を守るための努力をしてください。

そのためにも、日頃から地域とのコミュニケーションを深めたり、食料や水、薬など避難先で必要となるものを準備するなど災害への備えをお願いします。

年 月 日

（宛先）新潟市長

届 出 者	住 所	
	氏 名	印 (届出者自署の場合は押印不要)
	電話番号	

新潟市避難行動要支援者名簿登載辞退届

以下の事由により，新潟市避難行動要支援者避難支援計画による避難支援等を辞退しますので，新潟市避難行動要支援者名簿から届出者の個人情報を抹消してください。

避難支援等を辞退する事由

注意 新潟市避難行動要支援者名簿に関する要綱第2条第1項第1号から第4号に定める
形式要件の該当者は、全体名簿からの抹消ができません。

避難支援活動及び避難行動要支援者名簿情報の取り扱いに係る 賛同書

年 月 日

（宛先）新潟市長

（賛同団体）

名 称

代表者

㊞

本団体は、災害対策基本法の規定に基づく新潟市地域防災計画及び新潟市避難行動要支援者避難支援計画の趣旨に賛同し、新潟市から提供される、本団体が活動する地域における避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）に登載された避難行動要支援者に対し、本団体の支援者が自らの安全を確保したうえで、可能な範囲で避難の支援、安否の確認その他の避難支援活動に努めます。

また、名簿の取り扱いについて次の事項を遵守します。

- 1 災害対策基本法に定める名簿情報に関する秘密保持義務を遵守し、名簿から知り得た秘密を将来にわたって漏らさない。
- 2 紛失等を防止するため、名簿を適正に管理する。
- 3 名簿は避難支援活動以外の目的で使用しない。
- 4 第三者へ名簿を提供しない（災害発生時において避難支援活動に必要な範囲内で提供する場合を除く）。

災害情報等連絡先

代表連絡先	氏 名		電話番号	
	住 所		F A X 番号	
	メールアドレス		携帯電話番号	
代表連絡先に 連絡できない 場合の連絡先	氏 名		電話番号	
	住 所		F A X 番号	
	メールアドレス		携帯電話番号	